資料１－３－１

検討の背景について

ガソリンスタンドを取り巻く現状

○　営業用給油取扱所は年々減少しており、平成12年時点で55,128施設であったが、平成29年には32,121施設まで減少している。

○　ガソリン販売量についても減少傾向で推移しており、今後も減少傾向（年平均-2.2%）が続くことが見込まれている。

＜営業用給油取扱所＊数の推移＞

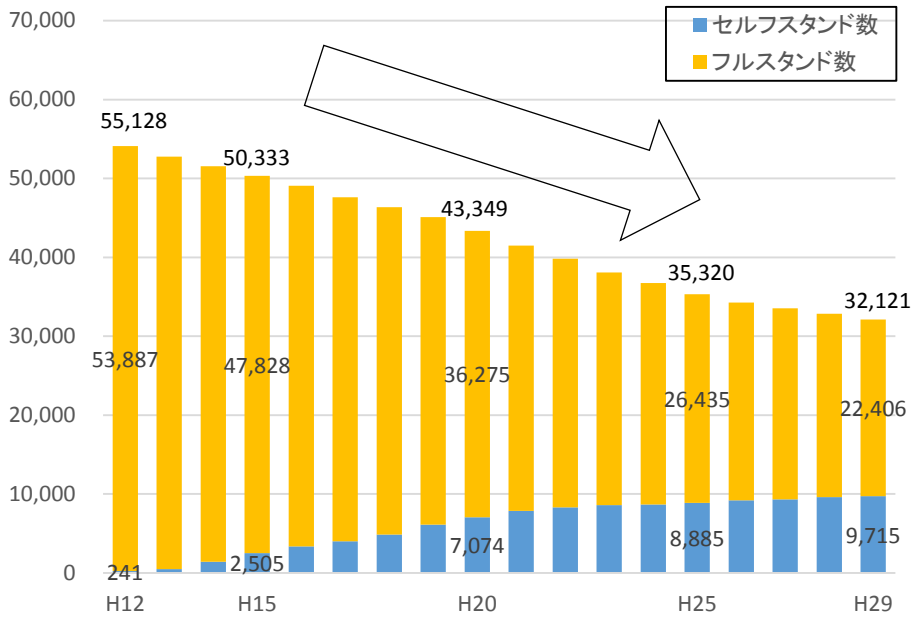

＊　自家用の給油取扱所、船舶に給油する給油取扱所等は除く。
　施設数は、完成検査済証交付施設数（廃業しているが、製造所等の用途の廃止の届出を行っていない施設が一部含まれている可能性がある。）。

＜ガソリン販売量の推移＞

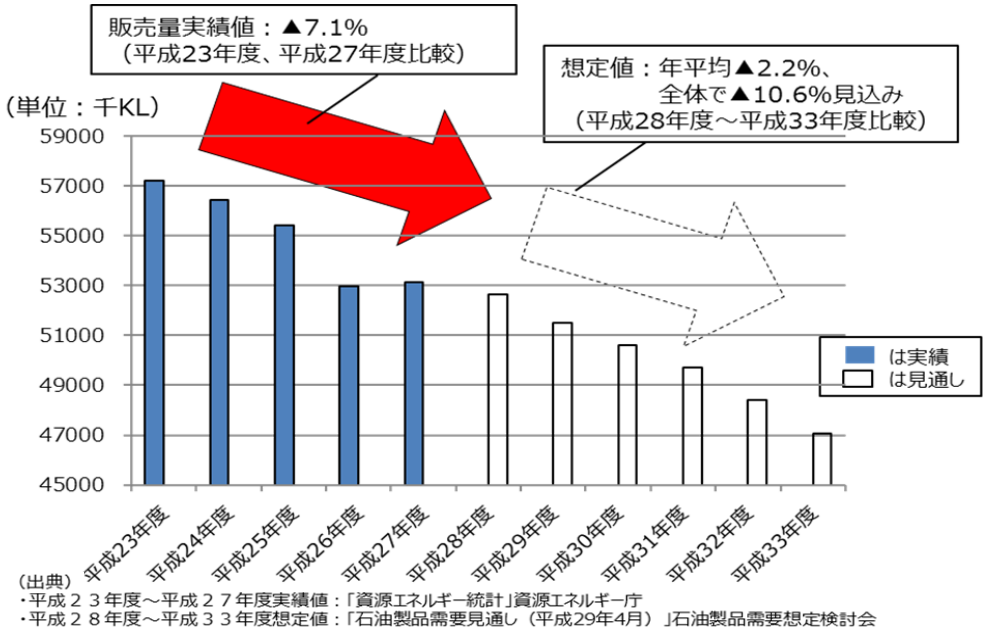

（出典）
・平成２３年度～平成２７年度実績値：「資源エネルギー統計」資源エネルギー庁
・平成２８年度～平成３３年度想定値：「石油製品需要見通し（平成29年4月）」石油製品需要想定検討会

（出典）次世代燃料供給インフラ研究会資料

過疎地域のガソリンスタンドを取り巻く現状について（事業者の視点）

○　全国的なガソリンスタンドの減少に伴い、市町村内のガソリンスタンド数が３カ所以下の市町村（いわゆる「ＳＳ過疎地」）は、312市町村（全国市町村数：　1,718　）となっている。（資源エネルギー庁公表資料より）

○　資源エネルギー庁によりＳＳ過疎地の実態調査では、
- 今後の事業継続意思については、「継続する」が72%、「未定」が19%、「廃業を考えている」が９%となっている。
- 給油取扱所運営の課題として、最も多かったのは経営面の課題（「燃料油販売量減少」72%、「粗利益減少」65%）、次いで人材面の課題（「従業員確保」32%、「後継者確保」８%）となっている。

＜SS過疎地市町村数の推移＞

	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末
0カ所	11	12	10
1カ所	71	75	79
2カ所	100	101	103
3カ所	106	114	120
合　計	288	302	312

（出典）次世代燃料供給インフラ研究会資料

＜今後の事業継続意思＞

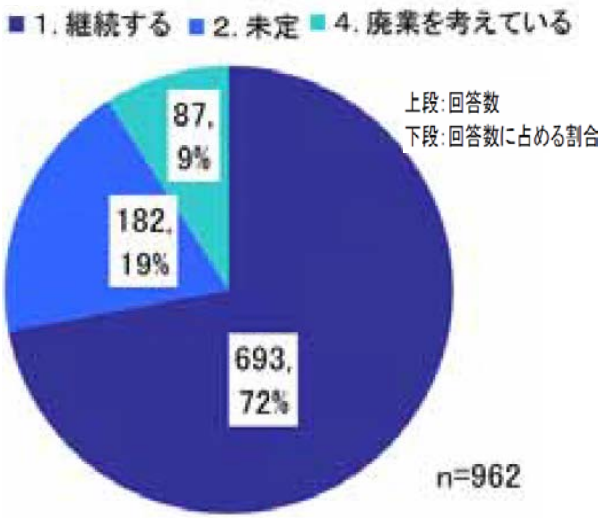

＜給油取扱所運営の課題＞

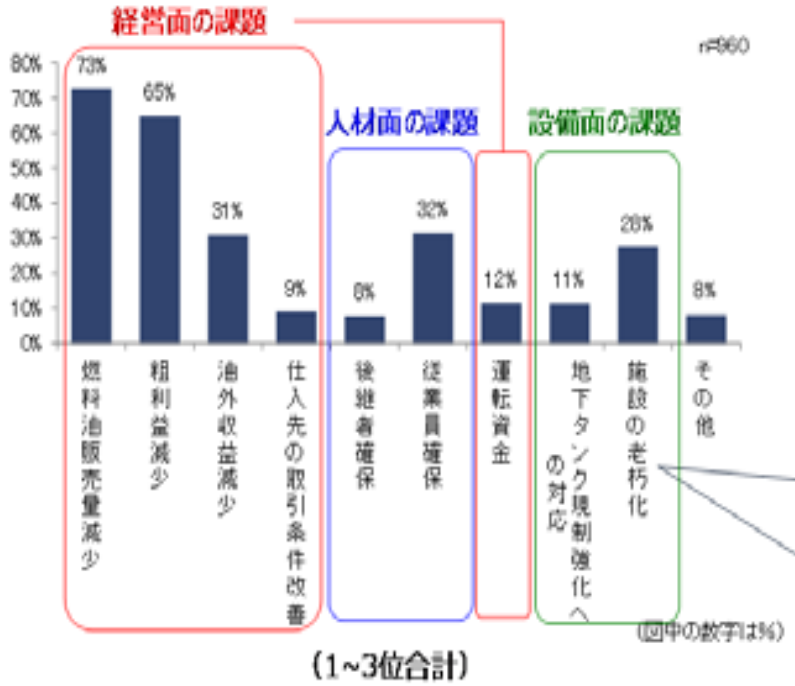

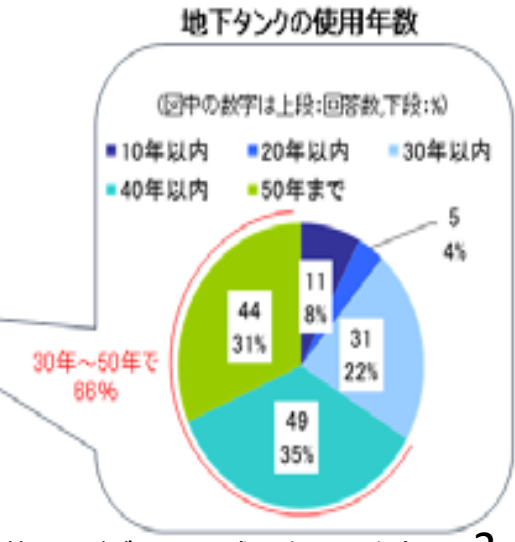

（出典）SS過疎地対策ハンドブック（平成29年５月改定）

過疎地域のガソリンスタンドを取り巻く現状について（地域住民の視点）

○　平成30年10月に総務省自治行政局過疎対策室において実施された「過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査」（全国の20歳以上69以下の住民1,400人へのインターネット調査）においては、過疎地域で発生している問題に対する認知度について、「商店やスーパー、ガソリンスタンドの閉鎖」の問題は、過疎地域に居住する住民の9割が認知している。（参考資料１－３参照）

（8）過疎地域で発生している問題に対する認知度

- 過疎地域で発生している問題として挙げた11項目に対し「よく知っている」「少し知っている」「あまり知らない」「全く知らない」の4段階で認知度をみると、いずれの項目も居住地を問わず50%以上が「よく知っている」「少し知っている」と回答。

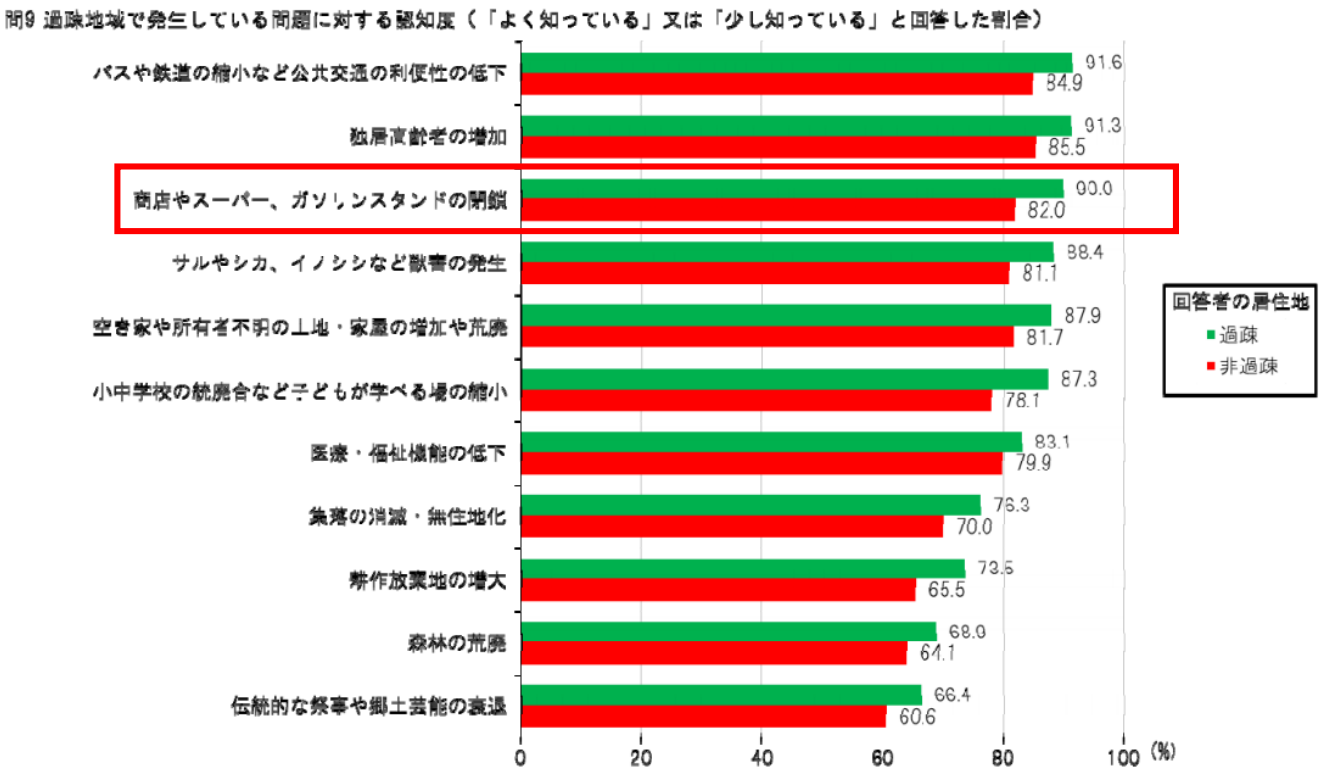

（出典）新たな過疎対策に向けて　～持続可能な低密度地域社会の実現～（中間的整理）（平成31年4月5日過疎問題懇談会）

過疎地域のガソリンスタンドの維持に関する取組について

○　平成27年３月に、ＳＳ過疎地の課題への取組として、資源エネルギー庁、石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会は、「ＳＳ過疎地協議会」を設置し（消防庁はオブザーバーとして参画。）、地域における燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けて、ＳＳ過疎地対策の必要性の発信、地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置を行う等の取組を推進している。

平成28年５月には「ＳＳ過疎地対策ハンドブック」が策定されている。

（参考資料１－４参照）

＜ＳＳ過疎地対策ハンドブックにおいて示されているＳＳ過疎地対策を進めるためのプロセス＞

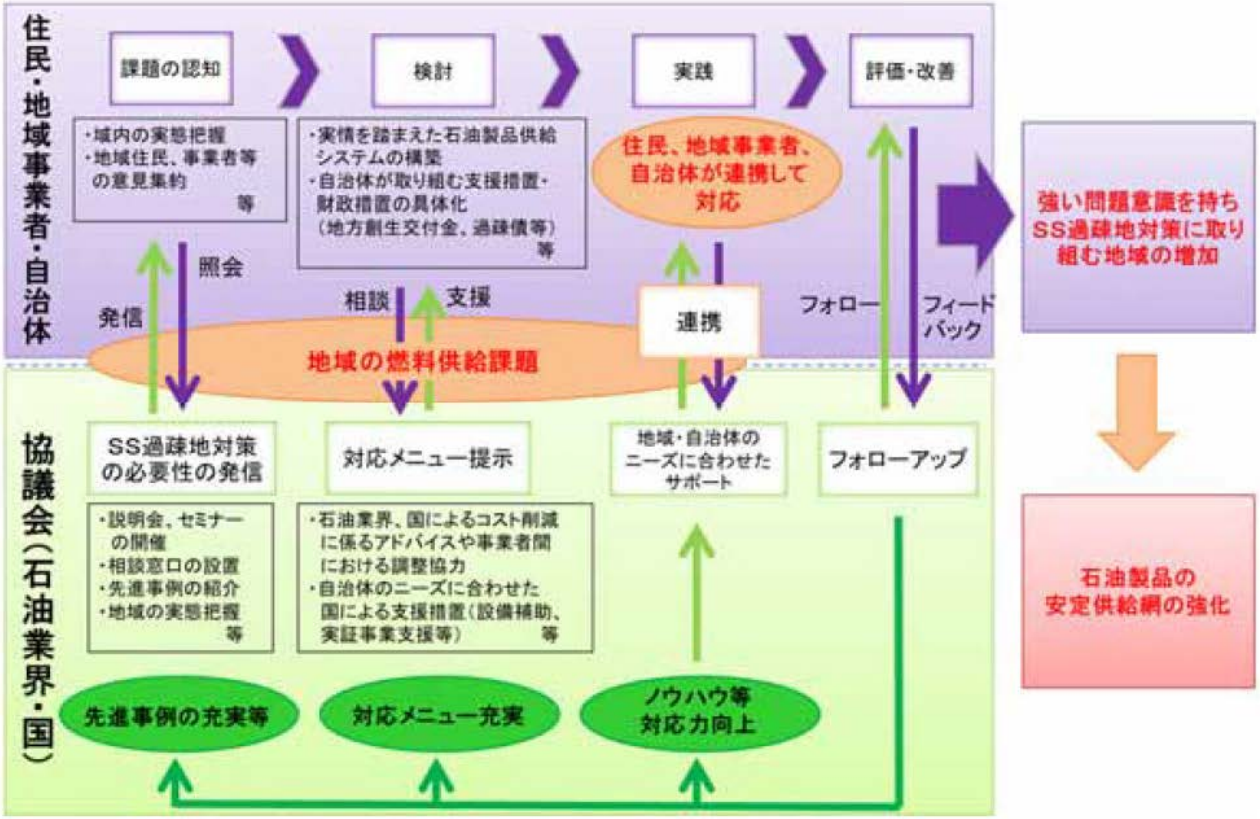

（出典）SS過疎地対策ハンドブック（平成29年5月改定）

エネルギー基本計画

○　平成30年７月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、以下の方針が示されている。
（参考資料１－２参照）

＜「エネルギー基本計画」（平成30年７月閣議決定）（抜粋）＞

消費者に対して石油製品の供給を行う下流部門では、石油製品の需要の減少が収益を圧迫する最大の要因の一つとなっている。
（中略）
このような状況の中、近隣にサービスステーション（SS）がなくなり、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す、いわゆる「SS過疎地問題」が全国的な課題となっている。地域に必要な燃料アクセスを確保するためには、地元自治体のリーダーシップの下、事業者や地域住民などの関係者が連携し、地域の実情に応じた石油製品流通網の維持策を検討する必要がある。
（中略）
また、既にSSやLPガス事業者において、灯油の配送やLPガス販売などに加え、自動車関連の各種サービスの提供やEVの充電スタンドの整備、過疎地における日用品店・郵便局の併設などの取組が行われているが、事業者には、消費者との直接的なつながりを有する強みを活かした事業の多様化を進め、「地域コミュニティのインフラ」としての機能を地域の実情を踏まえ、更に強化していくことが求められる。こうした取組を後押しすべく、AI・IoT等の新たな技術を活用し、人手不足を克服すると同時に、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を可能とするため、安全確保を前提としつつ、関連規制の在り方を検討する。

次世代燃料供給インフラ研究会

○　資源エネルギー庁において、平成30年７月に「次世代燃料供給インフラ研究会報告書」がとりまとめられている。（報告書本文は参考資料１－５参照）

- 燃料供給インフラの効率的な維持と次世代化に向け、過疎化・人手不足等の足下の課題克服や中長期的な産業構造変化に対応した、燃料供給インフラの発展的な持続可能性と将来像を提示。
- その実現に向けて、保安規制の見直しの必要性等を提言。

燃料供給を取り巻く環境変化と直面する課題

- ✓ 人口減少：過疎化、人手不足が深刻化し燃料インフラ維持が困難に
- ✓ 技術革新：IoT等の技術革新により産業構造の変革期が到来
- ✓ エネルギー情勢変化：世界的に脱炭素化に向けた潮流

短期的な課題＜足下の状況＞

①過疎化への対応

✓地域ではSS過疎地問題が深刻化。供給手法多様化によりインフラ維持コスト低減の必要性

②人手不足への対応

✓深刻化する人手不足の対応に向け、保安対応を含めた業務効率化の必要性

③生産性の向上

✓需要減少下での事業継続に向け、生産性向上の必要性

中長期的な課題＜産業構造変革の可能性＞

①地域を支えるサプライチェーンの垣根の低下

✓コンビニ、郵便局、宅配など地域を支える財・サービスの供給拠点との機能融合が進む可能性

②IoT等の技術活用によるビジネスモデルの転換

✓オンデマンド、データ活用など新たなビジネスモデルの可能性

③燃料次世代化への対応

✓既存インフラを効率的に維持し当面の需要に対応しながら、電気、水素等の次世代燃料の普及にも対応する必要性

④モビリティの革新への対応

✓自動車の在り方が変化する中、幅広いモビリティサービスの中で燃料供給の機能を捉える必要性

対応の方向性と実現に向けた課題

- ✓ 供給手法多様化によるインフラ維持コスト低減、IoT活用による人手不足克服等で足下の課題を克服
- ✓ 保安制約低減で新技術やビジネスモデル取り込みを可能とし、将来のあらゆる変化にしなやかに対応
- ✓ 現在の燃料供給インフラの担い手の生産性向上を伴う事業継続を同時に促進

＜目指すべき将来像＞

(1)サービス拠点化

✓流通・物流、生活・行政サービス、防災・エネルギー等様々な機能融合による「地域のサービス拠点化」

(2)デリバリー機能強化・IoT活用

✓家まで届ける機能を活かし、生活サービス等との相乗効果による地域密着サービスの展開、マルチサプライヤー化

✓IoT活用、共同配送・保安等による配送合理化

✓ネット取引との連携、購買・在庫データ活用等による新たなビジネスモデル展開

(3)モビリティサービスとの機能融合

✓地域の足を支えるモビリティサービスとの機能融合。車両整備、事業運営等の一体的なサービス提供、カーシェアとの機能融合

(4)簡素化

✓過疎地等の空白地域では、移動式給油の活用や設備簡素化による低コストでの機能維持を確保

＜実現に向けた課題＞

(1)地域の連携体制の構築

- ✓ 地域一体となった燃料供給確保体制の構築

(2)保安規制の見直し

- ✓ 移動式給油の活用等多様な供給手法の実現、配送合理化
- ✓ 事業の効率化やビジネスモデル革新を可能とするIoT機器等の活用
- ✓ サービス拠点化に向けた給油所敷地利用柔軟化
- ✓ 多様なエネルギーに対応するマルチステーションの実現
- ✓ セルフSSにおける安全かつ効率的な監視体制の確立

(3)規制見直しに向けた実証等

✓保安当局も含めた国、自治体の適切な連携・役割分担の下での新たな燃料供給体制確立に向けた技術実証

✓今後３年間程度で規制見直しと必要な実証を集中的に実施

（出典）経済産業省HP

燃料供給インフラに関する要望事項（規制改革ホットライン）

○　規制改革ホットライン（平成30年９月受付）において、一般社団法人フランチャイズチェーン協会より、消防法の規制緩和についての要望が示されている。

＜要望内容（全文）＞

現在、サービスステーションの過疎化が社会問題になっている。弊社はサービスステーションとコンビニエンスストアの複合店を展開している。課題としてとらえているのが地中タンク設置と離隔距離が道路から6m離して計量機を設置となっているところであり、それにより設置位置の制限がかかり、かつ、安全上の防火壁も必要となる。サービスステーション過疎化の改善策としてコンビニエンスストアに1基設置したいと検討したいものの、膨大な費用がかかり投資対コストが合わない状態である。これが規制緩和されることで、サービスステーション過疎化の改善策の一環として社会貢献が可能となるものと考える。

＜規制改革ホットラインにおける消防庁の回答＞

【規制の現状】

○　消防法令上、給油取扱所（サービスステーション）においては、危険物の漏えいや火災による周囲への影響を防止するため、ガソリン等のタンクを原則として地盤面下に埋設するとともに、その周囲（自動車の出入りする側を除く。）に耐火構造又は不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀又は壁を設けることとされています。

○　なお、タンクについて、都市計画法上の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に容量600リットル以下の簡易タンクを設けることができることとされており、コンビニエンスストアの複合店に設置することも可能です。

○　また、固定給油設備（計量機）の設置位置については、給油時に自動車が路上にはみ出ることがないよう、給油ホースの長さ、車幅等を勘案し、道路境界線から一定の間隔（給油ホースの長さ＋1m以上）を保つこととされています。例えば、給油ホースの長さが3mの場合には、固定給油設備と敷地境界線の間隔は4m以上であればよく、ご提案に記載の6mより短くすることも可能です。

【対応の概要】

○　エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）を踏まえ、過疎地域等の給油取扱所等における安全対策のあり方について、安全確保を前提としつつ、検討を行うこととしています（平成31年度から検討に着手する予定）。

○　今回のご提案についても、併せて検討してまいります。

先行事例の紹介①（長野県売木村）

～観光協会によるSSの機能維持～

①経緯

- 地区内唯一のSSの廃止を受け、近隣に位置する観光協会がSS存続に向けた協議会を設置。住民15名程度も参加し、村もオブザーバーとして参画。同協議会において、観光協会がSS施設を所有者から借り受け運営を実施することが決まった。

②取組内容

- 供給拠点維持のため観光協会がSS施設を所有者から借り受け運営を実施中。

③成果・今後の予定等

- 引き続き観光協会が運営を実施しつつ、必要に応じて周辺に立地する商店との集約化に向けた議論も実施する予定。

＜再開後のSS＞

（出典）SS過疎地対策ハンドブック（平成29年5月改定）

先行事例の紹介②（奈良県川上村）

～村民主体の一般社団法人によるSSの継承～

①経緯

- 村内唯一のSSは社長夫婦で経営してきたものの、高齢による体力低下に加えて後継者がいないことから、平成28年７月に年度内の廃業を決めた。
- 危機感を抱いた川上村が、奈良県石油商業組合や全国石油商業組合連合会の協力を得て協議会を立ち上げ、SSの存続のための方策を検討した結果、SSを公共施設として位置づけ、村民主体の一般社団法人「かわかみらいふ」が運営を引き継ぐこととなった。

②取組内容

- かわかみらいふは、村民15名を雇用し、地元企業の吉野ストアと連携した移動スーパー事業、ならコープと連携した日用品・生活雑貨等の宅配事業等の買物弱者支援を手がけている（内閣府の地方創生加速化公布金を活用した事業）。
- SS施設は元所有者が村に無償で譲渡し、社長夫婦は当面の間、新スタッフのサポートをしている。平成29年４月３日に公営SSとして営業を再開した。

＜引き継いだSS＞

＜日用品の宅配事業の様子＞

（出典）SS過疎地対策ハンドブック（平成29年５月改定）

先行事例の紹介③（和歌山県すさみ町）

～自治体によるＳＳ再開～

①経緯

- ７年前にＳＳが廃業し、最も近いＳＳまで１３キロ離れてしまったため、地元住民にとって不便な状態が続いていた。
- すさみ町は、将来想定される震災対応の拠点を整備するため、平成２７年に「道の駅すさみ」に隣接する閉鎖中のＳＳを買い取り、町営のＳＳとして再建した。

【再開したＳＳ】

②取組内容

- すさみ町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画において、ＳＳ存続に向けた供給体制構築の検討について位置づけた。
- 資源エネルギー庁の補助金（約2,000万円）も活用し、町が地下タンクを入れ換えるなどＳＳの整備を実施した。
- 地場のＳＳ事業者である堀谷石油が、指定管理者となり、平成２９年２月１６日に運営を開始した。

【隣接する道の駅すさみ】

（出典）資源エネルギー庁提供資料

先行事例の紹介④（秋田県仙北市）

～実証事業を活用した厳寒地におけるＳＳ経営の多角化～

①経緯

- 中央商会は、地域唯一のＳＳとして、豪雪山間部の生活維持に不可欠な存在であるものの、厳しい経営が続き、消防法規制対応の負担等のため、存続の危機に直面していた。
- 地域内の住民の高齢化が進み小口の灯油配達の注文が多く、配送にムラがあり負担も大きかった。

②取組内容

- 中央商会、全石連、資源エネルギー庁は仙北市と対応を協議し、仙北市が対策のためのコンソーシアムを立ち上げた。
- 中央商会は、資源エネルギー庁の予算を活用し、ＳＳの地下タンクの漏洩防止等を実施し、地域エネルギー拠点としての強化を図った。
- また、地域住民21世帯に灯油のホームタンク（200L）を配置し、各家庭の備蓄量を増やすことによって、大雪による孤立事態への備えを強化するとともに、一回当たりの配送量を増やし、配送効率の向上を実現した。
- さらに、住民の協力を得ながら、配送する曜日を集約させるなどの実証を実施した。

③成果・今後の予定

- 灯油配送の効率かにより余力が生じたマンパワーを活用し、除雪事業等による油外収益の獲得を図る。

【中央商会のＳＳ】

【ホームタンクへの給油の様子】

（出典）資源エネルギー庁提供資料

先行事例の紹介⑤（北海道占冠村（トマム地区））

～地方自治体と地域住民によるSS再開～

①経緯

- 平成25年にトマム地区唯一のSSが廃止。その後、村が実施した地区の住民アンケートにおいて、現在の暮らしでの不満や不安について、食料品や日用品の購入に次いで、ガソリンスタンドがないことに関する回答が多数あった。

②取組内容

- 村は住民の生活機能の維持及び防災の観点から、SSの施設の維持に向けて検討を行い、SS所有者の協議の後、平成28年３月末に施設を買取。

③成果・今後の予定等

- 平成29年５月現在、給油に係る設備については更新が完了しており、今後トマム地区住民が会社を設立し、運営者となる予定。村は、平成29年６月にSS設置条例を制定し、運営委託費について支援することとなっている。SS再開は最速で29年秋頃※。
  ※現在、営業再開済み。

＜再開予定※のSS＞

（出典）SS過疎地対策ハンドブック（平成29年5月改定）

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成30年12月21日閣議決定）において、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進することとされ、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び内閣府地方創生推進事務局において「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成に関する取組が進められている。

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

○中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような**「小さな拠点」の形成**（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要。

○あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（**地域運営組織）の形成**が必要。

○2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所（2018年5月：1,069箇所）、地域運営組織を全国で5,000団体（2018年10月：4,787団体）形成する。

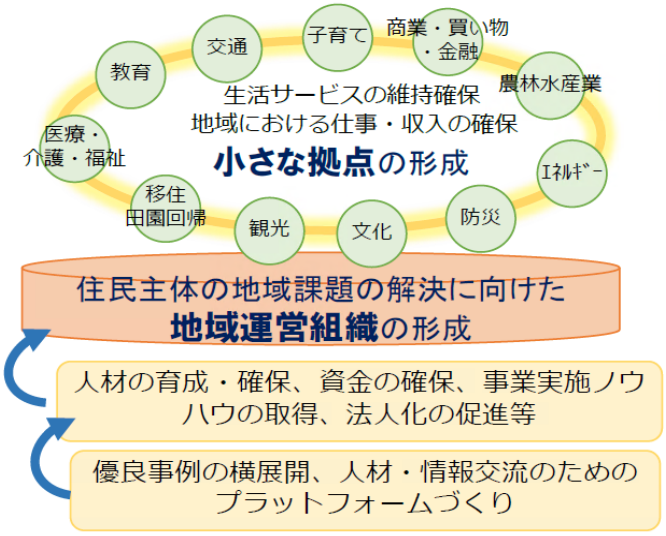

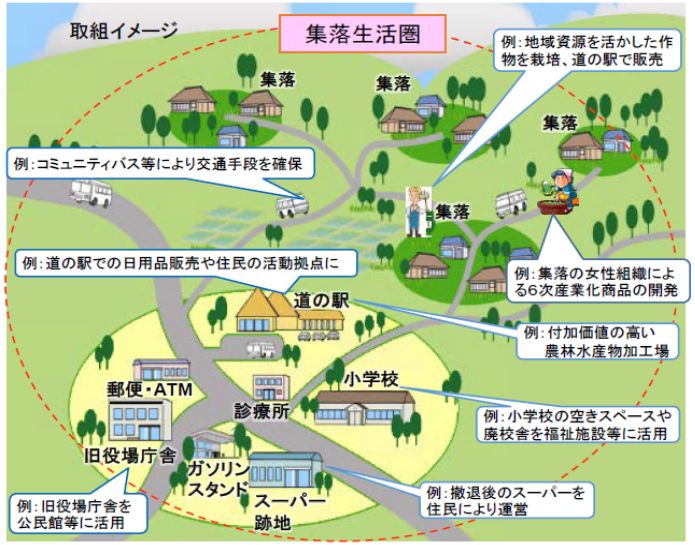

➡ **中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持**

5

（出典）まち・ひと・しごと創生本部HP

資源エネルギー庁における実証事業（平成30年度）

○　資源エネルギー庁においては、地域における石油製品の安定的な供給の確保を図るため、「ＳＳ過疎地対策検討支援事業」において、

①　SS過疎地の自治体が住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定するための「SS過疎地計画査定支援事業」、

②　民間団体（企業、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等）等と地方公共団体等の連携体が行う地域の実情や外部環境の変化を踏まえた、石油製品の効率的かつ安定的な供給対策を検討するための「再構築実証事業」、

③　揮発油販売者等が行う需要が見込まれる設備等の簡素化等を可能にするために安全性の確保を前提とした新たな機器等の技術開発を実施するための「技術開発実証事業」

を行っている。

（※次スライドに申請案件一覧を示す。）

＜過疎化・人手不足等に対応するための新たな燃料供給体制構築に向けた実証事業例＞

過疎地での移動式給油設備(どこでもスタンド)を活用した新たな燃料供給体制の実証実験

過疎地でのコンテナ式給油所(地上タンク)の活用に向けた実証実験

人手不足克服に向けたAI・画像認識技術を活用したセルフSSでの監視システムの開発・実証実験

※図は資源エネルギー庁石油流通課より提供

資源エネルギー庁における実証事業申請案件一覧（平成30年度）

申請者名	区分	事業名	概　要
(有)座間味石油商会	再構築（コンソーシアム）	座間味島における地上タンク設置による、ガソリン安定供給の為の備蓄事業	座間味島における地上タンク設置し、村役場の緊急時用ガソリンの備蓄及び島民・観光客の必要なガソリンの確保を図り在庫不安を払拭する。
合同会社あば村	再構築（コンソーシアム）	GSを拠点とし、域外多種業種と連携した地域生活支援再構築（買物支援＆見守り）実証事業	SS地域拠点として、御用聞きによる日用品と灯油の同時配達（混載用車両への改造）、効果的な注文・納品仕分け・配達の検討を行い、経費削減や供給体制を構築する。
静岡県浜松市	再構築（コンソーシアム）	タンクローリー直結型計量機を活用したSS過疎地域での臨時給油実証実験事業	タンクローリー直結型計量機を災害時等以外で利用し、将来的にSS過疎地域の住民生活維持の手法として有効であることを実証する。
兵庫県石油協同組合	再構築（コンソーシアム）	緊急時燃料供給整備事業	緊急時にタンクローリー直結型計量機を用いた迅速かつ効率的な臨時給油を運営管理マニュアルを作成して実証し、緊急時のエネルギー供給網の強靭化を目指す。
コスモ石油マーケティング(株)	技術開発	AIによる自動給油許可システム構築事業	SS過疎地問題対応と人員効率化を目指し、現在、スタッフが担っているセルフSSの給油許可について、AI画像認証等による自動給油許可システムを構築し、安全で的確なオペレーションモデルを可能にする。
コモタ(株)	技術開発	SSゼロ自治体への仮説コンテナ給油所の技術検証	ドイツ等で実装されているコンテナ型仮設給油所について、日本での安全性と実用性の検証と、実装国と日本での法規制の違いを比較し国内要件を検討の上、国内での運用に向け開発を行う。
宮城県刈田郡七ヶ宿町	計画策定	「住みたい」を支える燃料供給体制確保計画策定事業	住民の燃料供給不安を払拭するために、需給の現状と見通しを把握し課題を整理し、SSの施設規模の適正化やミニSS、ローコストSSの導入、需要家の利用促進策など、SS維持に向けた計画を策定。
長野県下伊那郡売木村	計画策定	道の駅へのミニSS設立	村内唯一のSSを道の駅併設の「ミニSS」として移設させ、必要最低限の備蓄・供給が可能な形態で設立を目指し採算性を改善させる。
長野県下伊那郡天龍村	計画策定	天龍村SS過疎地計画策定事業	現在設置検討されている村営スーパーでの行政サービスの提供、送迎や移動販売にSSが連携し村民が安定的・持続的に燃料を確保できる体制を整備するための計画を策定。

過疎地域における燃料供給インフラに係る財政支援措置例

事業名	担当	事業概要
地方創生推進交付金 **【31予算　　1,000億円】**	内閣府	地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する（ソフト事業メイン）。
地方創生拠点整備交付金 **【30補正予算　　600億円】**	内閣府	地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組み作りとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上するとともに地方交付税措置により支援。平成31年度から、収益事業の起業等に係る費用を特別交付税措置の対象に追加。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 **【31予算　　4.0億円】**	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組を支援する。
離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業 **【31予算　　40.5億円】**	経済産業省 資源エネルギー庁	離島における石油製品の安定的かつ安価な供給を確保するため、本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助や石油製品の安定供給体制等を構築する取組に対する支援をする。また、SS過疎地において、消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上・経営革新や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び環境・安全対策を支援。
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 **【31予算　　120.3億円】**	経済産業省 資源エネルギー庁	SS（サービスステーション）等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、自家発電設備を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備、機動的な燃料供給体制確保のための緊急配送用ローリーの配備等を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 **【31予算　　1.15億円】**	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。

※内閣府HP、資源エネルギー庁HPに掲載された情報を基に作成

給油取扱所における最近の消防法令上の取組（呼び出し給油（平成27年度））

◆背景◆

中山間地域等のガソリンスタンドでは、来客頻度が極めて低く、係員の確保が難しい状況。

このため、消防庁では、平成27年度に有識者等から構成される検討会を開催し、実証実験や資源エネルギー庁における実証事業の結果等を踏まえ、顧客の呼び出しに応じ、係員が隣接する店舗等から移動して給油等を行う運用形態について検討し、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」（平成28年３月25日付け消防危第44号）（参考資料１－６）を発出。

<呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所のイメージ>

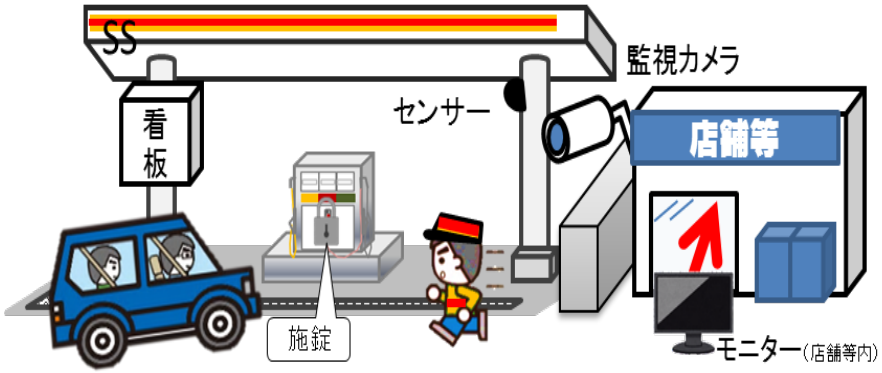

◆指針の概要◆

（１）呼び出しに応じて給油等を行う場合とは

通常は給油取扱所に常駐している係員（危険物取扱者）が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油等をする場合をいう。

（２）呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所について

ア　係員が所在する店舗等から給油取扱所までの距離が15～60m程度

イ　一月あたりの危険物販売量が10～40kL程度

（３）主な安全確保策

ア　給油ノズルのロック等、係員以外の者による給油、注油、いたずら等を防止する措置

イ　機器（インターホン、センサー、看板等）の設置

ウ　予防規定への記載（給油ノズルのロック等及び従業員が来客等を覚知した際の適切な対応）

エ　その他（係員の静電気防止対策、設置機器の維持管理）

給油取扱所における最近の消防法令上の取組（タブレット等の携帯型電子機器の使用について）

【対応の概要】

○　近年、タブレット端末等の携帯型電子機器は、接客、施設や在庫の管理、点検など様々な業務に利用されている。
○　携帯型電子機器は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、クレジット取引における顧客の面前決済を行うための端末としても導入が進められている。
○　また、「エネルギー基本計画」（平成30年７月３日閣議決定）においては、石油製品の供給体制維持を後押しする観点から、給油取扱所におけるAI・IoT等の新たな技術の活用が求められている。
○　給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合には、電気火花等によりガソリン等の可燃性蒸気に着火しないようにするとともに、適切な給油作業等の妨げとならないようにすることが必要となる。

⇒　消防庁において、平成29年度に携帯型電子機器による給油取扱所での引火可能性を確認するための実験を行った結果を踏まえ、平成30年８月22日に給油空地等で使用する携帯型電子機器（タブレット端末等）の規格や給油空地等で携帯型電子機器を使用する上での留意事項等について周知した。
※詳細は参考資料１－７参照

＜「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（消防危第154号）の概要＞

１　規格の適合

給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は次のいずれかの規格に適合するものとすること。
（1）国際電気標準会議規格（IEC）60950-1
（2）日本工業規格（JIS）C 6950-1（情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項）
（3）国際電気標準会議規格（IEC）62368-1
（4）日本工業規格（JIS）C 62368-1（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器-第1部：安全性要求事項）

２　使用時の留意事項

給油空地等における携帯型電子機器の使用は、以下の点に留意して行うこと。
（1）携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること（肩掛け紐付きカバー等）
（2）危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと
（3）火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと

３　予防規程の認可

次に掲げる事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。
（1）携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置
（2）携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
（3）携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置

給油取扱所における最近の消防法令上の取組（給油取扱所に係る執務資料）

○　関係事業者団体等から寄せられた照会事項について、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成31年４月19日付け消防危第81号）（参考資料１－８）を発出し、現行の消防法令における解釈・運用を示した。

＜執務資料の概要（ガソリンスタンド関係する主なもの）＞

◆自動車等の出入りする側について

（給油取扱所に面する道路が、一般の交通の用に供する幅員4m以上の道路等、危規則第1条第1項第1号ニの規定に適合するものである場合、縁石やさく等で区画されていなくとも「自動車が出入りする側」として防火塀を設けなくてよいこと）

◆給油取扱所の給油空地等以外の地盤面の舗装について

（給油空地等以外の部分は、アスファルトによる舗装としてよいこと）

◆給油取扱所に設ける看板の取付け位置及び材質について

（看板の取付け位置及び材質について、過去の実例に基づき、設置場所等に応じて整理）

◆給油取扱所における非常用発電機の設置について

（可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所かつ車両の動線に支障がない場所である場合、非常用発電機を犬走り等に設置することも可能であること）

◆給油取扱所における自動車の板金業務について

（自動車の板金業務について、自動車等の点検・整備に該当すること）

◆給油取扱所に設ける建築物の用途について

（給油取扱所に設ける建築物の用途であるか否かの判断は、昭和62年4月28日付け消防危第38号通知により判断できること）

◆給油取扱所に建築物を２棟設けることについて

（一の給油取扱所内に、給油取扱所の業務を行うための事務所のほかに、危規則第25条の第1項各号の用途に供される建築物を設けることも可能であること）

◆容易に給油取扱所の敷地外に避難することができる建築物の２階について

（危規則第40条の3の6第2項第1項に定められている規定について、屋内階段で一旦1階に降りてから直接敷地外に通じる出入口により避難できる場合も該当すること）

◆顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の点検方法について

（セルフ式給油取扱所のパッケージ型固定泡消火設備の点検を、水又は不活性ガスの放射により確認することも可能であると）